

事務局第 2017-35 号
(初版) 2017 年 7 月 10 日
学校法人広島信望愛学園
理事長 白浜 満
(担当) 常務理事 服部 大介

「平成 29 年 (2017 年) 7 月 5 日からの梅雨前線による九州北部地方の大雨災害」に係る被災園児等の入園料等園児納付金の免除について (お知らせ) (初版)

1. 趣旨

2017 年 7 月 5 日からの梅雨前線による九州北部地方の大雨による災害等 (以下、「2017 年 7 月九州北部地方大雨災害」という) で被災したことにより、広島県内に避難し当学園設置の幼稚園に入園 (転入園等) することとなった園児の就園の確保を図るため、入園料等園児納付金の減免措置を行います。

2. 減免措置の内容

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 対 象 者 | ①2017年7月九州北部地方大雨災害で被災し広島県へ避難したことにより、当学園設置の幼稚園に入園（転入園等）することとなった園児 |
| 災害地域 | ①福岡県朝倉市 ②福岡県朝倉郡東峰村 ③福岡県田川郡添田町 ④大分県日田市 ⑤大分県中津市 (災害の規模によっては対象地域を拡大する可能性があります) |
| 対象科目 | 入園料や保育料等園児納付金及びその他諸経費 |
| 対象期間 | 2017年7月～2018年3月 |
| 減免内容 | ①入園料の全額免除 ②保育料，教育充実費，冷暖房料等園児納付金の全額免除相当 (県授業料等軽減補助金，市町就園奨励費補助金を含める) ③補助活動に係る諸経費 |
| 必要書類 | 対象保護者に提出していただく書類 ①入園申込に係る幼稚園指定の書類 ②豪雨災害（及びその関連災害）に被災した証明書類 a) 罹災証明書 b) 災害により事業を廃止（休止）した者・・・県税事務所等へ届け出た廃業届（休業届）等 |

3. 事務手続き

詳しい事務手続きは、各幼稚園にお問い合わせ下さい。

| | |
|-----------------|--------------|
| 聖母幼稚園（広島市中区） | 082(221)3207 |
| 広島マリア幼稚園（広島市南区） | 082(253)0337 |
| 広島暁の星幼稚園（広島市西区） | 082(231)4582 |
| 尾道清心幼稚園（尾道市） | 0848(23)5395 |
| 聖園幼稚園（福山市） | 084(923)0475 |
| 三次清心幼稚園（三次市） | 0824(62)3505 |

（事務局事務所）〒730-0016

広島市中区幟町 4-42 愛宮ラサール記念館 3F
学校法人広島信望愛学園 事務局

TEL 082(502)7350

FAX 082(502)7351

URL <http://www.hiroshima-shinbouai.ed.jp>

e-mail jimukyoku@hiroshima-shinbouai.ed.jp